

■有料老人ホームの立入調査、運営実態踏まえた対応を 厚労省通知

- ・東京都足立区など全国 4 カ所の住宅型有料老人ホームで職員への給料未払いにより、職員が一斉退職し、入居者全員が転居を余儀なくされた事案を巡り、厚生労働省は都道府県に対し、有料老人ホームへの立入調査を行う際には事業所の運営実態を把握し、当初の事業計画と乖離がある場合には改善を促す対応を求める通知を出した。福岡資磨厚生労働相は、同事案について 11 日の閣議後会見で「誠に遺憾」だと述べ、より実効性の高い指導監督の手法を検討する考えを示した。
- ・厚労省が 18 日に発出した通知では、有料老人ホームへの立入調査を実施する際に、入居率や資金計画・収支の状況、職員配置など事業の継続性に関わる内容について聞き取りを行い、当初の事業計画と乖離が見られる場合には専門家への相談を促すなどの注意を喚起し、事業運営の改善に向けた働きかけを行うよう求めている。
- ・同事案は、開設後 1 年に満たない時期に発生したことも踏まえ、厚労省では、開設後 1 年以内であっても、一定の入居が進んだと考えられる時期に立入調査を実施するなど、調査の実施時期についても見直すよう求めている。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1321 「有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について」

(令和 6 年 10 月 18 日) 厚生労働省老健局高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001318390.pdf>